

住宅用家屋証明申請書

- 租税特別措置法施行令
- (イ)第41条
 - 特定認定長期優良住宅または認定低炭素住宅以外
 - (a) 新築されたもの
 - (b) 建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - (c) 新築されたもの
 - (d) 建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - (e) 新築されたもの
 - (f) 建築後使用されたことのないもの
 - (ロ)第42条第1項 建築後使用されたことのあるもの
 - (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの
 - (b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明の申請をします。

年 月 日

小 郡 市 長 殿

申請者住所

氏名

代理人住所

氏名

家屋の所在地	
家屋番号	
建築年月日	年 月 日
取得年月日	年 月 日
取得原因 <small>(移転登記の場合に記入)</small>	(1) 売買 (2) 競落
申請者の居住	(1) 入居済 (2) 入居予定
床面積	1階 m ² 1階外 m ² 合計 m ²
構造	造 葺 階建
区分建物の耐火性能	(1) 耐火・簡易耐火 (2) 低層集合住宅
使用目的	(1) 保存登記用 (2) 移転登記用
工事費用の総額 <small>((ロ)(a)の場合に記入)</small>	円
売買価格 <small>((ロ)(a)の場合に記入)</small>	円

1. 提示書類(下記書類のほか、市長が必要と認める書類)

		住民票	売買 契約書等	建物表題 登記申請書 および 登記完了証	登記事項 証明書	建築確認済書 および 検査済証	未使用 証明書
(イ) 第41条	新築家屋	○		※表示登記申請書および登記完了証 (電子申請の場合は登記完了証のみで可)、 登記事項証明書(登記簿謄本)、 建築確認済書および検査済証のいずれかが必要			
	建築後使用された ことのない家屋	○	○				○
	特定認定 長期優良住宅	上記書類のほか、長期優良住宅の認定申請書および認定通知書の写し					
	認定低炭素住宅	上記書類のほか、低炭素住宅の認定申請書および認定通知書の写し					
(ロ) 第42条第1項	建築後使用された ことのある家屋	※築後25年超の耐火建築物である家屋または、築後20年超の耐火建築物以外の家屋は 保険付保証証明書、耐震基準適合証明書、住宅性能評価書の写し (耐震等級が1、2または3であるものに限る)のいずれかも必要					
	建築後使用された ことのある家屋で 特定の増改築等 がされたもの	○	○	※表示登記申請書および登記完了証 (電子申請の場合は登記完了証のみで可)、 登記事項証明書(登記簿謄本)、 建築確認済書および検査済証のいずれかが必要			
		上記書類のほか、 ・増改築等工事証明書 ※第7号工事の費用が50万円を超える場合は、保険付保証証明書も必要					

- { }内は(イ)または(ロ)のうち該当するものを○印で囲み、(イ)を選択した場合は、さらに(a)から(f)のうち該当するものを○印で囲み、(ロ)を選択した場合は、さらに(a)または(b)のうち該当するものを○印で囲んでください。
- 「建築年月日」の欄は、登記の原因の日を記入してください。
- 「取得年月日」の欄は、登記の原因の日を記入してください。
※(イ)(a)、(c)または(e)を選択した場合は記入する必要はありません。
- 「申請者の居住」の欄は(1)または(2)のうち該当するものを○印で囲んでください。なお、(2)を選択した場合は申立書を添付してください。
- 「区分建物の耐火性能」の欄は、区分建物について証明を申請する場合に(1)または(2)のうち該当するものを○印で囲んでください。なお、建築後使用されたことのある区分建物の場合、当該家屋の登記事項証明書に記載された構造が、石造・れんが造・コンクリートブロック造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造のいずれかであるときは、(1)を選択してください。
- 「工事費用の総額」の欄は、(ロ)(a)を○印で囲んだ場合のみ、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第1号から第7号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記入してください。
- 「売買価格」の欄は、(ロ)(a)を○印で囲んだ場合にのみ、当該家屋の取得の対価の額を記入してください。

住 宅 用 家 屋 証 明 書

- 租税特別措置法施行令
- (イ)第41条
 - 特定認定長期優良住宅または認定低炭素住宅以外
 - (a) 新築されたもの
 - (b) 建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - (c) 新築されたもの
 - (d) 建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - (e) 新築されたもの
 - (f) 建築後使用されたことのないもの
 - (ロ)第42条第1項 建築後使用されたことのあるもの
 - (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの
 - (b) (a) 以外

の規定に基づき、 年 月 日

(ハ) 新築
(ニ) 取得

 の下記の家屋が

この規定に該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
家 屋 番 号	
取得の原因 (移転登記の場合)	(1) 売 買 (2) 競 落
備考	

年 月 日

小 郡 市 長 加 地 良 光